

回 覧

平成22年 8月7日

柳瀬川町内会
会員 各位

柳瀬川町内会
会長 竹前 栄二

平成22年度志木市社会福祉協議会会員募集と 会費の納入について（協力のお願い）

会員の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当町内会の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年も社会福祉協議会から社協会員募集と会費納入の依頼がありました。社会福祉協議会は、別紙チラシのように幅広い地域福祉事業を行っております。

つきましては、当町内会もこれに協力するため、下記のとおり役員（班長）がお伺いいたしますのでご協力をお願いいたします。

記

1. 会費は、1口 500円からです。
2. 月 日から 月 日頃にお伺いする予定です。
3. 社会福祉協議会の事業は、チラシのとおりです。（1部ずつお取りください。）
4. 詳しくは、社会福祉協議会事務局（474-6508）へお問い合わせください。

留守の時は次へ回して下さい。

未加入の方は、この機会に ぜひ ご加入ください。

志木市社会福祉協議会 会員加入のお願い

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法に「地域福祉の推進役」と位置づけられた民間福祉団体です。住民主体を基本理念として、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を推進しています。

そのため社協では、地域に住む住民の方々の参加と協力をいただきながら、財政面からの支援をいただく会員皆様からお預かりした会費を有効活用し、地域に根ざした社会福祉事業の充実に努めてまいります。

何卒、本会の自主財源の中心である会員制度の趣旨をご賢察の上、地域福祉推進のため、会員としてご加入いただきますようご協力をお願い申し上げます。

会員加入の手続き

町内会・自治会を中心に、会長さん・班長さんのご協力をいただき、各世帯や事業所においてあります。また、町内会・自治会のない地域や、町内会に加入されていない方は、直接事務局で加入手続きができます。

なお、この社協会員への加入は、決して強制的なものではないことを申し添えます。

【会員募集の流れはこのようになっています】



会員と会費

会 員	市内にお住まいまたは勤務する方や法人・団体
会 費	普通（賛助）会員 500円
	特別（賛助）会員 1口/年1,000円以上
	団体（賛助）会員 1口/年3,000円以上
	法人（賛助）会員 1口/年5,000円以上
会員期間	1年間

※注；町内会・自治会単位に、会員募集の資材を用意し、今年度の協力をお願いしています。
また、加入状況を集計した会員名簿は、本会会員である確認をすること、来年度加入をお願いするデータ以外には使用しません。

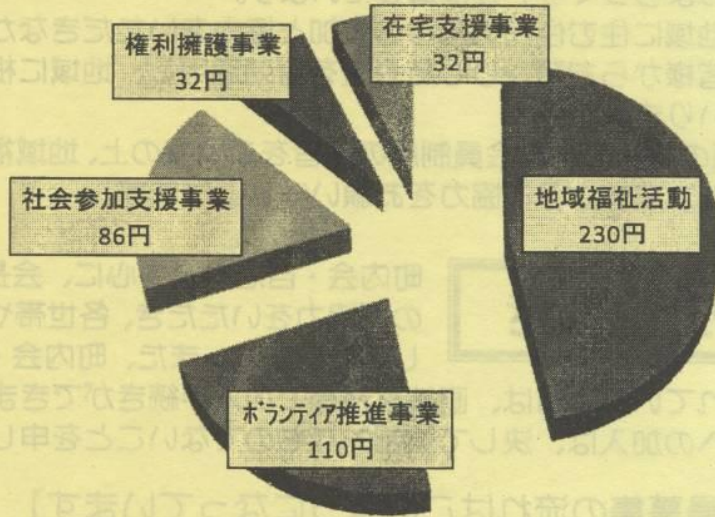
ふれあいネットワーク

社会福祉法人 志木市社会福祉協議会

〒353-0001 志木市上宗岡1-5-1（志木市総合福祉センター内）

TEL (048) 474-6508 FAX (048) 475-0014

社協会費の使い方(500円の場合)



○自主財源(社協会費・寄付金・共同募金配分金・事業収益)によって行う主な事業

事業分類	主な事業
地域福祉事業	町内会・福祉団体・ボランティア活動団体などへ、助成しています。 ボランティア・市民活動センターを運営しています。 様々なボランティア育成講座を実施しています。 学校・地域での福祉教育を推進しています。
在宅支援事業	市民の支え合いによる家事援助サービスを実施しています。 車椅子などの福祉機材の貸出をしています。
権利擁護事業	福祉に関する何でも相談を行っています。 一人で生活していくのに不安な高齢者や障がい者に、福祉サービス利用の 手続き、生活上の手続き、金銭管理などについてサポートしています。
社会参加支援事業	地域活動支援センターで、障がい者向けのデイサービス事業を行っています。 福祉車両(車椅子専用車)の貸出をしています。 福祉有償運送事業を行っています。
地域福祉推進	社協だより「ふれあい」を発行しています。 ホームページを作成しています。 社協会員を募集するための事務を行っています。



※志木市社会福祉協議会では、これらの他に**特定財源(介護報酬、指定管理料、委託料等)**による事業も行っていますが、それぞれ独立した会計・経理区分で管理されており、社協会費などの**自主財源を特定財源に充てることはありません。**